

## ○本庄市小規模修繕契約希望者登録要綱

平成18年1月10日

告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、本庄市が発注する小規模な修繕契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 この登録に際して、特に法令で定める登録、免許又は許可（以下「許可等」という。）を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目については、審査を省略するため、登録業者を選定する対象となる修繕は、1件100万円以下とする。

(登録できる者)

第3条 小規模修繕契約希望者登録名簿（様式第1号）に登録できる者は、市内に主たる事業所又は住所を有する者とし、適法の範囲で希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 市内に主たる事業所又は住所を置かない者（他の市町村に本店がある場合等）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者とする。
- (3) 本庄市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年本庄市告示第21号）第1条第1号に規定する建設工事の請負に係る資格審査を受け、本庄市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている者
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格又は許可等を有しない者

(登録の方法)

第4条 小規模修繕契約希望者登録名簿に登録を希望する者は、次に掲げる書類

を市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第2号）
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格又は免許等の写し
- (3) その他市長が必要と認めた書類

2 登録申請の受付期間は、市長が別に定める。

3 登録申請の受付窓口は、企画財政部財政課で行う。

（登録者の取扱い）

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書について簡易な審査を行い、小規模修繕契約希望者登録名簿に登載し、庁内に通知するとともに、一般の閲覧に供し、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積り機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定においては、要綱に基づく本庄市建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者又はこの要綱で定める登載者以外の者の選定を妨げるものではない。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、西暦の偶数年の4月1日から2年間とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効とする。

（登録事項の変更等）

第7条 小規模修繕契約希望者登録名簿に登載されている者が、次に掲げる登録事項に変更があったときは、小規模修繕契約希望者登録事項変更届（様式第3号）により届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名又は法人名称及びその代表者を変更したとき。
- (3) 廃業等により営業ができないとき。
- (4) 登録を辞退したいとき。

（登録の取消し）

第8条 市長は、小規模修繕契約希望者登録名簿に登載されている者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に該当した場合

(2) 倒産又は破産した場合

(3) 業務に関して不正又は不誠実な行為があった場合

(契約保証金)

第9条 小規模修繕契約希望者登録名簿に登載された者との契約締結に際しては、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）第37条第1項第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の本庄市小規模修繕契約希望者登録要綱（平成15年本庄市告示第171号）又は児玉町小規模修繕契約希望者登録要領（平成12年児玉町告示第48号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年8月22日告示第169号）

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日告示第234号）

(施行期日)

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の要綱等の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により改正されたものについては、所要の修正をすることができる。

附 則（平成22年3月30日告示第97号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第134号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月13日告示第57号）

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

附 則（令和6年2月15日告示第28号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第125号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

小規模修繕契約希望者登録名簿

商号・名称 代表者職・氏名	所在地又は住所	電話番号 FAX番号	希望業種				
			1	2	3	4	5

様式第2号（第4条関係）

小規模修繕契約希望者登録申請書

年 月 日

（あて先）本庄市長

本庄市が発注する小規模修繕契約について、登録を申請します。

住所又は所在地	〒 —		
（フリガナ）			
商号又は名称			
（フリガナ）			使用印鑑
代表者職・氏名			
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

※使用印鑑は、見積書等に使用することとなるものです。法人の場合は代表取締役印（登録印）を、個人事業者の場合は、原則として実印を使用するものとしますが、それ以外の印鑑を使用する場合は、ゴム等の変質しやすいものや、三文判は使用しないでください。

希望業種（5業種以内）

番号	登録希望業種番号	主な業務の内訳（空欄でも可）	許可・免許等を有する場合、その種類・名称等
1			
2			
3			
4			
5			

※希望業種の履行に際して、許可・免許等が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請ができます。この場合、その許可書、免許書又は登録証明書等の写しを添付してください。

※「その他工事」を選択した場合には、必ず「主な業務の内訳」欄を記入してください。

様式第3号（第7条関係）

小規模修繕契約希望者登録事項変更届

年 月 日

（あて先）本庄市長

小規模修繕契約希望者登録事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

住所又は所在地	〒 —		
(フリガナ)			
商号又は名称			
(フリガナ)			使用印鑑
代表者職・氏名			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

記

変更事項

変更前	
変更後	
摘要	

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)